

記入例

市県民税の租税条約に関する届出書【令和7年度（令和6年分）】

令和7年 ○ 月 ○ 日

大竹市長 様

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 住民税の免除を受ける者

氏名	〇〇〇 〇〇〇〇	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3							
生年月日	2000年4月18日	年齢	22歳																		
住所	大竹市小方1丁目11番1号																				
電話番号	0827-〇〇-△△△△																				
国籍	中国			入国日	2021年4月1日																
在留資格	教授・留学・特定活動・ 事業修習 ・その他（ ）																				
在留期間	2021年4月1日							～							2025年3月31日						
入国前の住所	中国〇〇〇省△△△																				

税務署に提出した「租税条約に関する届出書」の内容を確認し、記入してください。

2. 租税条約の規定に基づく所得税の免除について

日本国と中国との間の租税条約第21条第1項により、租税条約に関する届出書を令和〇年4月8日に税務署に提出して免除を受けています。

3. 免税となる所得

支払者	〇〇〇株式会社		
支払者住所	大竹市〇〇3丁目1番1号		
所得の種類	給与 ・（ ）	支払金額	月額 年額 180,000 円
支払方法	現金・ 振込	支払期日	毎月 20 日
職務の内容	養殖業	資格	なし

4. 納税管理人（届出をしている場合）

氏名	大竹 太郎	電話番号	0827-〇〇-△△△△
住所	大竹市小方2丁目△△番□号		

5. 本届出に関するお問い合わせ先

氏名又は名称	〇〇〇株式会社	電話番号	0827-□□-〇〇〇〇
住所又は所在地	大竹市〇〇3丁目1番1号		

◎添付書類◎

【共通】

- ・ 税務署に提出した「租税条約に関する届出書」の写し（税務署の受付印のあるもの）
- ・ 在留カードの写し

【該当する場合のみ添付が必要な書類】

（留学生の場合）

- ・ 在学する学校の発行する在学証明

（事業修習者等の場合）

- ・ 訓練を受ける施設または事業書の発行する事業、職業、または技術の習得者であることを証する書類（雇用契約書等）

（交付金等受領者の場合）

- ・ 交付金等の支給者が発行する交付金等の受領者であることを証明する書類

◎提出期限◎

毎年3月15日

- ・ やむを得ず提出期限を過ぎる場合は、大竹市税務課市民税係までお問い合わせください。

◎留意事項◎

- ・ 所得税の手続きだけでは市県民税は免除されません。
- ・ 届出書は毎年提出していただく必要があります。提出がない年は免除を受けられませんのでご注意ください。

【提出先・お問い合わせ】

〒739-0692

大竹市小方一丁目11番1号

大竹市市民生活部税務課市民税係

電話：0827-59-2128

F A X：0827-57-7162

メール：zeimu@city.otake.hiroshima.jp